

生駒市消防本部訓令甲第5号

生駒市消防事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年10月1日

生駒市消防長 秋吉 基秀

生駒市消防事務決裁規程の一部を改正する訓令

生駒市消防事務決裁規程（平成7年4月生駒市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第12号中「300万円以上500万円未満」を「500万円以上1,000万円未満」に改める。

第8条第7号中「300万円以上400万円未満」を「500万円以上750万円未満」に改める。

第9条第16号中「300万円未満」を「500万円未満」に改める。

第17条を次のように改める。

（主幹の専決事項）

第17条 第9条の規定にかかわらず、次の事項については、主幹が専決することができる。

- (1) 300万円未満の歳入の調定に関する事。
- (2) 前号に定めるもののほか、次に掲げる経費で1件150万円未満の支出負担行為並びに支出命令及び用品調達基金への振替命令に関する事。

ア 消耗品費

イ 燃料費

ウ 食糧費

エ 印刷製本費

オ 修繕費

カ 医療材料費

附 則

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。